

高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって清潔で住みよい地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積場」とは、家庭ごみの定期収集日に各家庭から排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域又は世帯を単位として設けられる施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、自治会、町内会その他の団体が別に定めるごみ集積場設置基準（以下「基準」という。）に適合するごみ集積場を設置（改築、増築及び修繕を含む。以下同じ。）した場合は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、集合住宅の建築及び開発行為に伴いごみ集積場を設置する場合を除く。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、ごみ集積場を設置する土地の管理者又は所有者に設置の同意を得たうえ、ごみ集積場設置事前協議書（様式第1号）により市長と事前協議を行うものとする。

(承認)

第5条 市長は、ごみ集積場設置事前協議書を受理したときは、基準に基づいて内容を審査のうえ、設置を承認するか否かを決定し、その旨をごみ集積場設置承認書（様式第2号）により協議者に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

ごみ集積場の設置に要した費用の4分の3の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）ただし、当該額がごみ集積場1か所につき利用世帯数に応じて定める別表の上限額を超える場合は、当該別表に定める上限額

(交付申請)

第7条 第5条の規定により承認を受けたものは、ごみ集積場を設置した場合は、高岡市ごみ集積場設置補助金交付申請書（様式第3号）にごみ集積場の設置に要した経費を証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書に併せて必要と認める関係書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、ごみ集積場設置補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ補助金を交付するか否かを決定するものとし、その旨を高岡市ごみ集積場設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日以後にごみ集積場の設置の承認をするものについて適用し、同日前に承認したものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降にごみ集積場の設置の承認をするものについて適用し、同日前に承認したものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

利用世帯数(件)	上限額(円)
~20	20,000
21~50	60,000
51~100	80,000
101~	100,000